

「平成 23 年版 警察官実務六法」をご購入いただいた皆様へ

「平成 23 年版 警察官実務六法」の内容に誤りがございました。

【本文 1253 頁 上段 18 行目】

深くお詫び申し上げます。

大変お手数ではございますが、該当箇所を次のとおり訂正し、ご使用くださいますようお願い申し上げます。

【本文 2715 頁 13 段目 自殺関与の項目】

	自殺関与	自殺教唆	202条	6月以上7年以下の懲役又は禁錮	5年	○	○	○	×	○	○	未遂処罰あり。	
誤		自殺教唆											
		自殺幫助											
		囑託殺人			10年〔週及適用〕 (旧5年)								平22改正で公訴時効変更。未遂処罰あり。
		承諾殺人											
正		自殺教唆		6月以上7年以下の懲役又は禁錮	10年〔週及適用〕 (旧5年)				×			平22改正で公訴時効変更。未遂処罰あり。	
		自殺幫助											
		囑託殺人											
		承諾殺人											

誤	正
<p style="text-align: center;">参照 刑訴二五〇②5 (13)</p> <p style="text-align: center;">〔未遂〕二〇三(公訴時効)五年(囑託・承諾殺人は二〇年) 〃</p>	<p style="text-align: center;">参照 〔未遂〕二〇三(公訴時効)一〇年 〃 刑訴二五〇①3</p>

※ 本冊と同体裁ですので、本冊に貼ってお使いいただけます。